

福岡県立学校広告事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、福岡県教育委員会広告事業実施要綱（令和4年4月1日総務企画課長通知。以下、「要綱」という。）に定めるもののほか、教育委員会が県立学校において実施する広告事業について、必要な事項を定めるものとする。

(広告事業の対象)

第2条 広告事業の対象とする業種、事業者及び広告内容の基準は、福岡県教育委員会広告取扱基準（以下、「広告取扱基準」という。）によるものとする。なお、広告取扱基準第5条の規定により、次の各号に該当するものは広告事業の対象としない。

- (1) 教科用図書に関するもの
- (2) 私立学校法に規定する学校のうち、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校及び特別支援学校に関するもの
- (3) 学習塾・予備校等で学校教育の補習又は進学準備を目的とする教育を行うもの

(審査機関)

第3条 要綱第4条に定める広告事業の適正な実施を図るため、必要に応じて広告審査会（以下、「審査会」という。）を開催するものとする。

- 2 審査会は委員長及び委員をもって構成するものとし、委員長は教育監、委員は教育総務部長、教育振興部長、施設課長及び高校教育課長をもって充てる。
- 3 委員長が必要と認めるときは、その指名する者を臨時に委員として加えることができる。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。
- 5 審査会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。
- 6 審査会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 7 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 8 委員長が必要と認めるときは、審査会を書面にて開催することができる。
- 9 審査会の事務取扱は施設課が処理する。

(広告掲出の種類)

第4条 広告掲出の種類は、県立学校の教育委員会資産等で次のとおりとする。

- 1 壁面、床面、広告掲示用物品等
- 2 広告の掲出を希望する者（以下、「広告掲出希望者」という。）が教育委員会資産である県有地に設置する広告板

（広告募集方法の決定）

第5条 広告掲出希望者は、広告主又は広告代理店（以下、「広告主等」という。）とし、広告媒体の性質、価格、数量等を考慮の上、次の各号のいずれかの方法により募集する。ただし、他に方法がある場合は、この限りでない。

- (1) 広告代理店を通して広告主を募集する方法
- (2) 広告主等を公募により直接募集する方法

（募集方法）

第6条 広告掲出希望者の募集は、福岡県のホームページにより公募するものとし、先着順で受け付ける。

（広告の掲出期間）

第7条 広告を掲出する期間は、原則として月単位とする。ただし、1か月を超える連続した期間の広告掲出の申込みがあった場合は、当該広告募集年度内を限度に、その期間を掲出期間とすることができる。

（広告主等の申込み）

第8条 広告掲出希望者は、「広告掲出申込書（様式第1号）」に広告の原稿案を添付して指定された期日までに教育長に提出しなければならない。

（広告掲出の審査）

第9条 前条の規定による広告掲出の申込みがあったときは、教育長は、第3条に定める審査会において要綱、広告取扱基準及び本要領の定めに基づき掲出内容等を審査する。なお、第2条に定める広告事業の対象に疑義が生じた場合も、審査会に諮るものとする。

- 2 教育長は内容の審査にあたり、必要に応じて、学校長に意見の聴取を行うものとする。

（広告主等の決定等）

第10条 教育長は、広告掲出申込書に記載された内容が、前条の審査により掲出する広告として適当であると認められたものを広告主等として決定する。

(広告掲出決定等の通知)

第11条 教育長は、広告掲出の可否を決定したときは、「広告掲出決定通知書(様式第2号)」又は「広告不掲出決定通知書(様式第3号)」を申込者に速やかに通知するものとする。

(広告掲出の使用許可申請)

第12条 前条により広告掲出の決定を受けた広告主等は、行政財産使用許可申請書(様式第159号(福岡県財務規則(以下、「規則」という。)第216条))に次の書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 使用場所の案内図、実測図等の関係図面
- (2) 法人等にあつては、その法人等の設立目的及び代表権を有することを明らかにした定款又は寄附行為等の書類
- (3) 役員の役職名、氏名(フリガナ)、生年月日及び性別を記載した書類
- (4) その他使用許可の申請に参考となる書類

(広告掲出の使用許可)

第13条 教育委員会は、使用を許可するときは、行政財産使用許可書(様式第163号その1(規則第220条))を交付するものとする。

(広告掲出の広告料等)

第14条 広告掲出の広告料等は、福岡県行政財産使用料条例(以下、「条例」という。)第3条により算定した額とする。

(広告料等の納付)

第15条 広告主等は、広告料等を教育長の指定する期日までに、県が発行する納入通知書により納入しなければならない。

- 2 納入した広告料等は原則として返還しない。
- 3 前項の規定にかかわらず、教育長は、広告主等の責めによらない理由により行政財産を使用できなくなったときは、当該期間に対応する額を還付することができる。

(広告原稿の作成、提出及び撤去)

第16条 広告主等は、広告原稿を教育長が指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

- 2 広告原稿は、広告主等の責任及び負担で作成するものとする。

- 3 広告原稿には、広告である旨を明記することとする。
- 4 広告の設置及び撤去に関する作業は、原則として広告主等が行う。ただし、協議の結果、県が行うこともできる。

(広告内容等の修正)

第17条 教育長は、広告の内容、デザイン等が各種法令、要綱、広告取扱基準及び本要領等に違反している、又はそのおそれがあると判断したときは、いつでも、広告主等に対して広告の内容等について修正を求めることができる。

(広告内容等の変更)

第18条 広告主等は、広告掲出期間内に、広告の内容等を月単位で変更できるものとする。

- 2 広告主等は、前項の規定より広告を変更しようとする場合は、教育長にあらかじめ協議の上、広告の作成・設置・撤去を行うものとする。

(広告掲出の取消し)

第19条 教育長は、次の各号に該当する場合には、使用許可を取り消すことができる。

- (1) 使用を許可した場所を公用又は公共用に供するために必要とするとき。
- (2) 許可条件に違反したとき。
- (3) 広告主等が虚偽の申請を行い使用許可を受けたとき。
- (4) 広告主等(法人又は法人格を有しない団体であっては、その役員(法人にあつては法人登記簿に記載されている者をいい、法人格を有しない団体にあつては役員として活動している者をいう。)及び使用人)が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係があると判明したとき。
- (5) 広告主等が、暴力団にとって有益な行為を行うことにより、暴力団の組織の維持・拡大に資する恐れがあるとき。
- (6) 掲出中の広告が第2条各号のいずれかに該当する又は該当するおそれがあると判明したとき。
- (7) 第17条の規定による広告内容の修正を広告主等が行わないとき。

(広告掲出の取下げ)

第20条 広告主等は、自己の都合により、広告の掲出を取り下げることができる。

- 2 前項の規定により広告掲出を取り下げるときは、広告主等は書面により教育長に申し出なければならない。

(広告主等の責務)

- 第21条 広告主等は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。
- 2 広告主等は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関わる財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、教育長に対して保証するものとする。
- 3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主等の責任及び負担において解決することとする。

(その他)

- 第22条 この要領に定めるもののほか、広告に関して必要な事項は、条例、規則及び要綱の規定を適用する。

附 則

この要領は、令和4年8月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年2月3日から施行する。